

あなたも家族もまるごと守る! 頼れる補償の

商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

「けが」の補償



全国商工会連合会

福祉共済はあなたの暮らしを守ります。



中途加入
申込受付中!

交通事故や不慮の事故(交通事故以外の急激かつ偶然な外来の事故)に対して、国内外問わず、24時間補償します。

共済(補償)期間 2012年11月1日午後4時から2013年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午後4時から2013年11月1日午後4時まで

ご加入できる方 商工会の**会員**とその**家族**、会員の**従業員**とその**家族**、
商工会・連合会の**役職員**とその**家族**であって**健康**な方が**対象**となります。(P5参照)

※ただし2012年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下の方に限ります。

「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

- point 1** 仕事以外でも、**国内外 24 時間補償!** **point 2** けがも病気も **日帰り入院から補償!** **point 3** 10 万円以下の請求額なら **スピーディな共済金支払い!**
(原則として領収書(コピー可)または診察券のコピーとレシートがあればOK)

掛金と共済金

加入プラン		「けが」の補償				
		傷害プラン			傷害ライトプラン*1	シニア傷害プラン
加入年齢(注1)		2,000円コース 満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)	3,000円コース 満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)	4,000円コース 満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)	満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)	満66歳～80歳 (継続加入は満85歳まで)
月払掛金		2,000円	3,000円	4,000円	1,000円	2,000円
死亡 共済金	交通事故	1,000万円	1,500万円	2,000万円	400万円	700万円
	不慮の事故	800万円	1,200万円	1,600万円	300万円	500万円
	天災	400万円	600万円	800万円	100万円	100万円
後遺障害 共済金	交通事故	1,000万円～10万円	1,500万円～15万円	2,000万円～20万円	400万円～4万円	700万円～7万円
	不慮の事故	800万円～8万円	1,200万円～12万円	1,600万円～16万円	300万円～3万円	500万円～5万円
	天災	400万円～4万円	600万円～6万円	800万円～8万円	100万円～1万円	100万円～1万円
手術の種類 により(注2) 手術 共済金	交通事故 不慮の事故	20・10・5万円	30・15・7.5万円	40・20・10万円	10・5・2.5万円	10・5・2.5万円
	天災	10・5・2.5万円	15・7.5・3.75万円	20・10・5万円	5・2.5・1.25万円	5・2.5・1.25万円
入院 共済金*2	交通事故 不慮の事故	8,000円 (1日目～1,000日目)	12,000円 (1日目～1,000日目)	16,000円 (1日目～1,000日目)	4,000円 (1日目～1,000日目)	5,000円 (3日目～1,000日目)
	天災	4,000円 (1日目～1,000日目)	6,000円 (1日目～1,000日目)	8,000円 (1日目～1,000日目)	2,000円 (1日目～1,000日目)	2,500円 (3日目～1,000日目)
通院 共済金*3	交通事故 不慮の事故	3,000円 (3日～100日目)	4,500円 (3日～100日目)	6,000円 (3日～100日目)	1,500円 (3日～100日目)	1,500円 (3日～100日目)
	天災	1,500円 (3日～100日目)	2,250円 (3日～100日目)	3,000円 (3日～100日目)	750円 (3日～100日目)	750円 (3日～100日目)
疾病入院 見舞金*4	疾病による継続した 30日以上入院	5万円	7.5万円	10万円	2.5万円	—

(注1) 2012年11月1日時点での満年齢をいいます。

(注2) 手術の内容・種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

*1 傷害ライトプランのみのご加入はできません。傷害ライトプランへの加入は、新規加入においては被共済者のうち1名以上、追加加入においては既加入被共済者のうち1名以上が、傷害ライトプラン以外であることを要件とします。

*2 6～12歳および66歳以上は3日目からの補償となります。

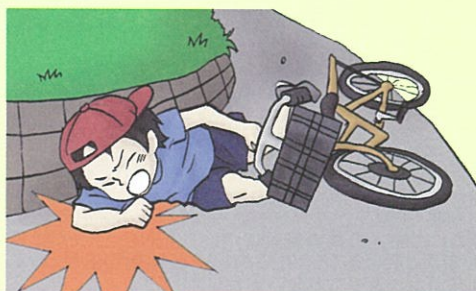
*3 上記表にかかわらず、柔道整復師(通常は接骨院・整骨院などの名称)の施術のための通院日数については、約款に定める日数を支払い限度とします(①骨折60日以内、②不全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)。

*4 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者の方が対象となります。ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限り、なお、一度支払いの対象となった疾病は、その後の各共済期間において2度と対象とはなりません。

商工会会員福祉共済の身近な事故での共済金支払い事例

- 自転車で走行中、下り坂カーブでハンドルを取られ横転した。

2,000円コース 男性・11歳 種類:交通事故



けが症状	手指・鎖骨の骨折、胸・肩甲骨の打撲		
支払い金額等	手術	50,000円	合計 756,000円
	入院77日	616,000円	
	通院32日	90,000円	

- 配達の際、同宅の飼い犬に右脚を数か所咬まれた。

3,000円コース 女性・28歳 種類:不慮の事故



けが症状	足の咬傷	
支払い金額等	通院17日	76,500円

- 歩道の段差を踏み外し、足をくじいた。

2,000円コース 女性・65歳 種類:不慮の事故



けが症状	足の捻挫	
支払い金額等	通院26日	72,000円

- ゴルフ場でプレー中に滑って転倒し、足関節を捻った。

シニア傷害プラン 男性・76歳 種類:不慮の事故



けが症状	足の骨折	
支払い金額等	通院64日	93,000円

- 料理中に指を切った。

4,000円コース 女性・58歳 種類:不慮の事故



けが症状	手指の切り傷	
支払い金額等	通院16日	84,000円

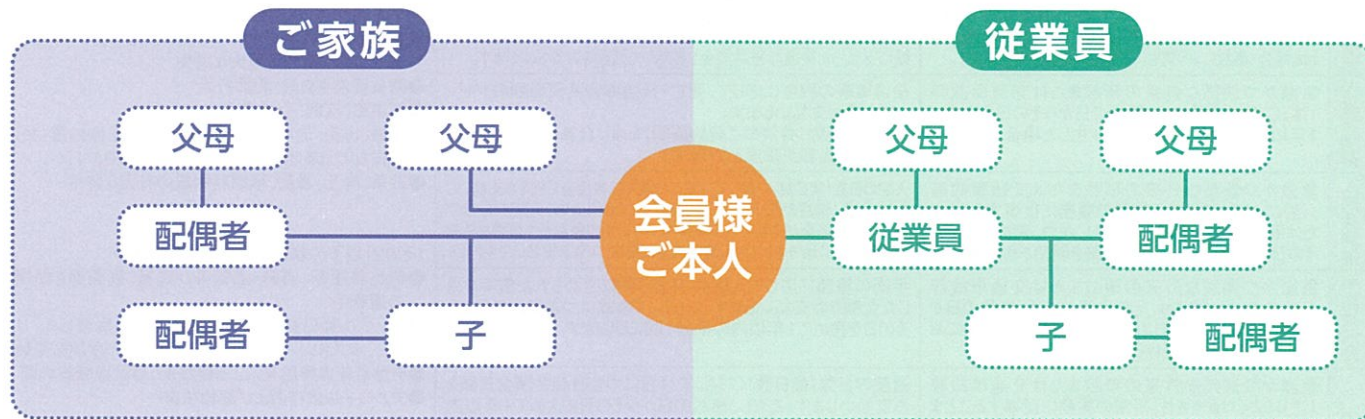
- 騎馬戦で相手の手が自分の左手小指に強くあたった。

傷害ライトプラン 女性・13歳 種類:不慮の事故



けが症状	手指の骨折	
支払い金額等	通院17日	22,500円

福祉共済にご加入いただける方



※その他、「同居かつ扶養している」祖父母・兄弟姉妹・孫も対象となります。加入年齢は、満6歳～80歳です。

福祉共済の掛金の税務上の取り扱い

法人が加入者(契約者)の場合

	被共済者	共済金受取人	取り扱い
①	役員のみ	法人	福利厚生費
②	役員・従業員 ^{※1}	法人	福利厚生費
③	役員のみ	被共済者または親族	役員報酬
④	全役員+全従業員 ^{※2}	被共済者または親族	福利厚生費

※1:一部の役員・従業員の加入でも可

※2:全役員・従業員の加入が必要。一部の役員・従業員のための加入の場合は、「給与」での計上。

個人事業主が加入者(契約者)の場合

	被共済者	共済金受取人	取り扱い
⑤	事業主	被共済者または親族	家事費
⑥	専従者のみ	被共済者または親族	家事費
⑦	専従者+全従業員 ^{※3}	事業主	福利厚生費
⑧	全従業員 ^{※3}	事業主	福利厚生費
⑨	全従業員 ^{※3}	被共済者または親族	福利厚生費

※3:全従業員の加入が必要。一部の従業員のみの加入の場合は、「給与」での計上。

*本パンフレット記載の税務のお取扱いとは平成24年7月現在の税制に基づく一般的な取扱いについて記載しております。税務上の取り扱いが税制改正等で変更となることがありますのでご注意ください。

*上記の掛金に關した税務上の取扱いとは、個々の加入者の具体的な状況により判断されますので、事前に所轄税務署の判断を仰いでください。

*また、具体的な共済金の支払いが発生した際の課税関係も、所轄税務署にて判断を仰いでください。

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会へ

全国商工会連合会 **03-5860-2294** 受付時間:平日9時～17時(土・日・祝・年末年始を除く)

商工会

都道府県商工会連合会
全国商工会連合会

このチラシは福祉共済の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

◆補償のあらまし 「けが」の補償

補償項目	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合
傷害	死亡共済金 急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、事故の日からその日を含めて1年以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡共済金額の全額をお支払いします。 注:既に支払った後遺障害共済金がある場合は、死亡共済金額から既に支払った後遺障害共済金を控除した残額をお支払いします。	〈その1〉以下を原因とするけが ●加入者、被共済者(共済の対象となる方)や共済金受取人の故意または重大な過失 ●闘争行為や自殺・犯罪行為 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(共済金が支払われるけがを治療する場合を除きます。) ●戦争、内乱、暴動、核燃料物質の有害な特性 など
	後遺障害共済金 急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、事故の日からその日を含めて1年以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害共済金額の1%~100%をお支払いします。 注:共済期間(共済のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害共済金額が限度となります。	〈その2〉以下の状態にある間に生じたけが ●無免許運転、酒酔・酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中 ●ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、ハングライダーなどの危険な運動中 ●自動車等の乗用具による競技または試運転等の間 ●アルコール依存および薬物依存 など
	入院共済金 急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて1年以内に入院を開始された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院共済金額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて1,000日以内の入院に限ります。 注:入院共済金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされても入院共済金は重複してはお支払いできません。	〈その3〉以下の症状または事由 ●他覚症状のないむち打ち症および腰痛 など
	手術共済金 急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて1年以内に病院または診療所において所定の手術を受けた場合	手術の種類に応じて入院共済金額に定められた倍率を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて1年以内の手術1回に限ります。	
傷害	通院共済金 急激かつ偶然な外来の事故または交通事故等(注)によりけがをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて1年以内に通院(往診を含みます。)を開始し、医師の治療を受けた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院共済金額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて1年以内の通院に限り、98日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、共済金をお支払いできません。 注:入院共済金と重複してはお支払いできません。また、通院共済金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされても通院共済金は重複してはお支払いできません。	
	疾病入院見舞金 毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者が疾病により医師の治療を受けるために継続して30日以上入院された場合。ただし、見舞金の支払いは、毎共済期間1回とします。	該当する入院に対して、疾病入院見舞金をお支払いします。なお、一度支払い対象となった疾病は、その後の各共済期間において二度と対象とはなりません。	上記傷害(死亡共済金・後遺障害共済金・入院共済金・通院共済金)の「共済金をお支払いしない主な場合」(脳疾患、疾病、心神喪失、流産を除く)と以下の事由による身体障害を被った場合 ●被共済者の正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの、美容上の処置に伴う入院 ●入院の原因となった発病の時が、共済契約が有効に成立する前であるとき など

●傷害におけるけがには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、以下のような急性性、偶発性、外来性を欠くケースについては、共済金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

・職業病、テニス肩 等

(注)交通事故等とは以下のものをいいます。●運行中の交通乗用具(自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故●運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故●乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故●道路通行中の建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石等の落下、火災または破裂・爆発等による事故●建物または交通乗用具の火災による事故 等

上記表にかかわらず柔道整復師(通常は接骨院・整骨院などの名称)の施術のための通院日数については、約款に定める日数を支払限度とします(①骨折60日以内、②不完全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)。

●手術の中で、単なる皮膚縫合などはお支払いの対象外となります。

◆ご加入にあたって 「けが」の補償

ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に全国商工会連合会に重要な事項を申し出ていただく義務)等
●加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください
(全国商工会連合会には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります。
●被共済者(共済の対象となる方)ご本人のお仕事の内容
●加入者および被共済者の氏名(ふりがな)についても併せてご確認ください
●ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、共済期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、共済期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の商工会までお問い合わせください。

ご加入後のご注意

- ご加入内容の確認・保管:加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。加入者証は共済開始月の中旬以降にお送りいたします。加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ご加入の商工会までお問い合わせください。
- ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、共済期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、共済期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の商工会までお問い合わせください。

もし事故が起きたときは

- 事故の通知:ご加入後、事故が起きた場合、事故の日時、場所、被害者名、契約者番号、被共済者コード等を速やかにご加入の商工会にご通知ください。
- 共済金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- けがを被ったとき既に存在していたけがや病気の影響等により、けがの程度が加重された場合は、お支払いする共済金が削減されることがあります。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) ご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、共済約款によりませんが、ご不明点等につきましてはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。
- 契約概要はご加入いただく共済の商品内容をご理解いただくために重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく共済のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被共済者(共済の対象となる方または補償を受けることができる方)となります場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

- (1) 制度の仕組み
「けが」の補償は、全国商工会連合会(以下全国連)が行う自家共済です。ご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。
- (2) 加入者
この共済の加入資格を有する方は、商工会の会員(法人会員の役員を含む)およびその家族、会員の従業員およびその家族、商工会・県連・全国連の役員およびその家族の方となります。加入者には共済掛金をご負担いただきます。
- (3) 被共済者
この共済の被共済者として加入者が指定できる方は商工会の会員(法人会員の役員を含む)およびその家族、会員の従業員およびその家族、商工会・県連・全国連の役員およびその家族であり、健康で共済期間開始日(毎年11月1日)における年齢が各プランに定める加入年齢の範囲内の方となります。被共済者は共済の対象となります。
- (4) 補償の内容・共済期間(共済のご加入期間)
①共済金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、②共済金をお支払いしない主な場合、③共済(保険)期間などにつきましては、パンフレット等をご確認ください。なお、被共済者またはそのご家族が、既に他の同種の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、掛金が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。また共済(保険)期間は2012年11月1日午後4時から2013年11月1日午後4時までの1年間となります。

(5) 引受条件(共済金額等)

この共済での引受条件(共済金額等)は予め定められたご加入プランの中からお選びいただくこととなります。ご加入プランについての詳細はパンフレットをご参照ください。

2. 掛金・払込方法

掛金はご加入いただくご加入プランなどによって決定されます。掛金・払込方法につきましては、パンフレットをご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

被共済者(共済の対象となる方)またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

○共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから共済金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されず掛金負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、告知義務(ご加入時に全国連に重要な事項を申し出ていただく義務)があります。告知義務の内容等については約款等をご確認ください。

○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、全国連は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。

・共済期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日(※1)から1年以内に、

○告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②共済金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

※1 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ共済金をお支払いする事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。ただし、「共済金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、共済金をお支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により共済金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、共済金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に全国連に連絡していただきたい義務)や各種手続き等については約款等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり共済金をお支払いできないことがあります。

○ご連絡いただいた内容によっては、掛金が変わることになります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じたとき以降の期間に対して算出した掛金を請求または返還します。

(3) 次回継続契約のお引受け

共済金請求状況等によっては、次回以降の継続のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

共済責任は、原則として、約款等記載の共済期間の開始時から始まります。ただし、共済の種類によっては、新規ご加入の場合、共済金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、約款等にてご確認ください。

◆ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 共済商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 共済金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする共済金
- ☐ 共済期間(共済のご契約期間)
- ☐ 共済金額(ご契約金額)
- ☐ 掛金・掛金払込方法

2. 加入依頼書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

4. 共済金をお支払いしない主な場合等

約款等をご確認ください。

5. 共済引受者破綻時の取扱い

この共済は、共済金支払に備えて十分な対策を講じておりますが、万が一共済引受者である全国連の運営管理する特別会計が破綻した場合等には、共済金等をお支払いする金額が一部削減されることがあります。

6. 個人情報の取扱いについて

後記「個人情報の取扱いに関するご案内」もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな共済契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな共済契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご確認ください。

① 現在のご加入を解約、減額等される場合の不利事項

○多くの場合、返れい金はお払込掛金の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

② 新たな共済契約にご加入される場合の注意事項

○新たにご加入の共済契約について、被共済者(共済の対象となる方)の健康状態等によりお断りする場合があります。

○新たにご加入の共済契約の掛金については、共済期間(新たにご加入の共済契約のご契約期間)の初日における被共済者(共済の対象となる方)の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の共済契約の掛金については、掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の共済契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され共済金を支払われない場合があります。

○新たにご加入の共済契約の責任開始期前の発病等の場合は、共済金を支払われない場合があります。

8. 被共済者(共済の対象となる方)からのお申し出による解約

被共済者(共済の対象となる方)からのお申し出によりその被共済者(共済の対象となる方)に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被共済者(共済の対象となる方)となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 共済金を加入者が受け取る場合

「けが」の補償について、共済金を加入者が受け取る場合、必ず被共済者の同意を得てください。また、本人確認のために書類の提出または提示をお願いすることがあります。被共済者の同意を得ないで、加入者が共済金を受け取る共済契約を結んだときは、その共済契約は無効になりますので、ご注意ください。なお、被共済者が未成年の場合は必ず親権者または後見人の同意を得てください。

10. 共済金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等については約款等をご確認ください。

(2) 共済金請求書類

共済金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被共済者(共済の対象となる方)または共済の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・レントゲン・MRI等の傷害の程度を証明する書類または証拠
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払すべき共済金の額を算出するための書類または証拠
- ・全国連が共済金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの共済金請求

被共済者(共済の対象となる方)に共済金を請求できない事情があり、共済金の支払を受けるべき被共済者(共済の対象となる方)の代理人がいいる場合は、被共済者(共済の対象となる方)の配偶者等のご家族のうち全国連所定の条件を満たす方が、被共済者(共済の対象となる方)の代理人として共済金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください

特に「注意喚起情報のご説明」には、「共済金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意(※)」が記載されていますので必ずご確認ください。

※例えば、賠償責任が補償されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

全国商工会連合会(以下、全国連)および都道府県商工会連合会(以下、県連)・商工会は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)を、共済引受の判断、本契約の管理・履行および付帯サービスの提供ならびに他の共済・保険・金融商品等の各種商品・サービスの提供・案内、会員の確認、加入者からの照会・応答その他、全国連および県連・商工会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。本契約のお申込人および被共済者には、契約の申込にあたり、全国連および県連・商工会が個人情報を下記①から④に記載の提供・利用の他、上記目的のために提供・利用することについてご同意いただきますようお願い申し上げます。なお、ご同意いただけない場合には、本契約をお引き受けすることができませんのでご了承ください。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医師、調査会社、保険会社、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ② 契約締結、契約内容変更、共済金・給付金支払い等の可否を判断するために、個人情報を県連・商工会やリスクヘッジ会社と共同して利用すること。
 - ③ 全国連と県連・商工会との間で各種金融商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同利用すること。
 - ④ リスクヘッジ契約の締結、リスクヘッジ契約に基づく通知、リスクヘッジの請求等のために個人情報をリスクヘッジ会社等に提供すること。
- 全国連と県連・商工会の一覧、各種商品やサービスの一覧、全国連における個人情報の取扱いについては、全国連ホームページ(<http://www.shokokai.or.jp/>)をご覧ください。